【事業所名】　　さの指定居宅介護支援事業所

Ⅰ　事業運営の基本方針

|  |
| --- |
| 介護保険法の趣旨に従い、利用者・家族への説明と同意を基本とし、継続した在宅生活が送れるよう、自立支援に基づいた適切な居宅サービス計画の作成を支援する。 |

Ⅱ　中期的目標

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| １.　地域で信頼される居宅介護支援事業所としての確立 | 1. 公正中立な運営を心掛け、待ち受け件数を増やせるよう努める。
2. 支援計画やサービス内容の調整等、自己研鑽に努める。
 |
| ２.　自立支援・重度化防止を念頭に入れたケアプランの作成 | 1. 週１度の会議にてPDCAサイクルを念頭に業務改善を行い、職員間で理解を深める。
2. インフォーマルサービスを取り込んだケアプランの作成
 |
| ３.　地域包括システムの推進 | 1. 地域包括支援センターと連携を取りながら困難ケースに積極的に取り組む。
2. 医療職、保健所、福祉事務所、区役所等と連携し、各サービス事業者に繋ぐ役目を担う。
 |
| ４.　経営基盤の確立 | 1. 特定事業所加算Ⅱの算定を維持
2. 事業継続計画（BCP）の実行性を高めるために随時計画の見直しを行う。
 |

Ⅲ　年間計画（進行管理表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 年間計画 | 　　　　　　　　　　　　　　　　〇職員への取組　（個別事業所計画・居宅Ⅱ加算計画、ストレスチェック、健康診断、新人研修、居宅部会研修）〇利用者サービスの取組（週1回の居宅会議）〇経営基盤の取組（毎月運営会議、研修会議、月１居宅報告、年２回他法人との事例検討会、２か月/１回他法人のケアマネカフェ）〇持続可能な社会に向けての取組〇地域社会への取り組み（地域ケアネット参加、法人防災訓練参加） |  |  | 虐待防止研修 | 身体拘束禁止研修虐待の芽チェック | 人権擁護研修 | 認知症研修 | 腰痛予防研修感染症研修 | ハラスメント対策研修 | 他制度に関する研修（難病・ヤングケアラーなど）机上訓練研修 |  |  |

Ⅳ　事業の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の概要 | 取り組む課題 |
| **１　利用者サービスへの取組** |
| 1. 人権尊重の徹底

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される公正中立な立場でサービス調整を行う。 | * 1. 家族も含めたアセスメントを意識するとともに、ニーズを把握する力を強める。
	2. 計画に沿ったサービス内容の実践と評価を適正に行い、質の高いマネジメントを行う。
 |
| （２）苦情解決・相談体制の整備　　苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。 | * 1. 担当以外の職員も迅速に苦情対応できる体制の強化

② 苦情拡大防止のための報連相の徹底 |
| （３）事故防止対策 | ・事故発生時の記録作成の迅速化・個人情報の取扱を徹底 |
| （４）サービスの質の確保 | ・自立支援のニーズ、サービスの質の向上に必要な研修に参加し、スキルアップを行う。 |
|  |
| **２　職員への取組** |  |
| （１）人材の確保・育成・定着　　　新任職員の育成整備 | ・新人職員の育成はPDCAのサイクルを基本とし、指導を行う。 |
| 1. 人材の活用
 | * 1. 職員間での情報の共有化を図り、多能工化（一人が複数業務に対応、あるいは複数業務に対応できるスキルを持った職員を育成）を目指す。

②　個人情報の取扱いに留意しつつ、利用者に不利益のない業務体制を強化する。 |
| （３）職場環境づくり　一人で抱え込まない事業所作り | ・週１度の会議だけでなく、いつでも相談できる話しやすい職場環境を継続する。 |
|  |
| **３　地域社会への取組** |
| （１）地域貢献　地域で行われている事業への参加 | ・地域包括支援センターで行われている事業「絆のあんしんネットワーク・オレンジカフェ・家族会・防災訓練等」に参加する。 |
| （２）災害対応業務継続計画の遂行 | ・災害時の研修、訓練、計画書の見直しなどブラッシュアップし、実効性を高める。 |
|  |
| **４　経営基盤強化への取組** |
| （１）収入増への取組 | 1. 担当件数を事業所として延べ３９件（予防３人を１人換算）として、支援できるよう介護支援専門員一人ひとりの支援件数を伸ばす。
	1. 加算要件に該当する支援、在宅支援だけでは施設ケアプランなどを積極的に取り組む。
	2. 足立区だけでなく、他県等の認定調査依頼を受ける。
 |
| （２）コスト削減への取組 | ・業務効率化を図り、残業時間を削減する。 |
| （３）法人全体の財政基盤の強化同事業所のデイ・ショートステイのサービスへの紹介を行う。 | ・併設事業所(デイサービス・ショートステイ)のサービスを利用者・家族に自信をもって紹介できるように定期的に意見交換を行い、情報を共有する。 |
| （５）組織・システム | ①会議内容の周知徹底を図り、情報共有を密にする。②２４時間緊急対応としての電話を居宅のみで管理する就業時間を８：４５～１７：３０に変更する（R７年４月から）。 |
| （６）災害・感染症対応災害時二次避難場所としてのシステムとしての機能がある。感染対策を徹底する。　 | 1. 施設で行われる防災訓練に参加し、居宅としてできる役割を自覚する。
2. 手洗い、うがい、マスクなど徹底し、感染源にならないように努める。
3. 災害により職員が出社できない状況となった際の、業務継続の体制構築
4. 感染により出社できない状況となった際のリモートワークできる体制構築
 |
| （８）情報セキュリティの強化個人情報の流出がないようにする。 | ①　ICT活用によるパスワードの定期的な変更を行う。②　訪問時は最小限の個人情報の持ち出しに努め、置忘れ防止の徹底 |
|  |
| **５　持続可能な社会の実現に向けての取組　。** |
| 所内の書類は、ペーパレス化を推進し、紙の利用をやめる。 | ・紙媒体からデータ保管へ移行 |